

第 10 次茂原市交通安全計画（案）に対する  
パブリックコメント（市民意見募集）手続の結果について

茂原市市民部生活課

「第 10 次茂原市交通安全計画」の策定にあたり、実施いたしましたパブリックコメント（市民意見募集）手続に際し、お寄せいただいたご意見の概要と、ご意見に対する市の考え方を取りまとめましたので、下記のとおりお知らせいたします。  
※いただいたご意見については、明らかな誤字・脱字、固有名詞を除いて、原則として原文のまま掲載しておりますが、趣旨が同様と考えられるご意見については、補足・分類して掲載しています。

記

1. 意見募集期間                      平成 28 年 7 月 1 日（金）～8 月 1 日（月）
2. 提出者数及び件数                3 名・42 件
3. 提出意見の内訳

区分	件数
A：計画案に反映するもの	4 件
B：計画の施行にあたって参考とするもの（取り組み内容の充実を図るもの）	10 件
C：計画案に反映しないもの	8 件
D：その他（要望・意見・感想等）	20 件
計	42 件

#### 4. 提出のあった意見と市の考え方

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方（案）
1	<p>生涯教育（学習）に学校教育・家庭教育・社会教育がある中で、一般市民を対象とする社会教育が本計画には相当に重要な役割を担うことになる。</p> <p>これまでに他の行政機関等との連携で実施してきた講習会等が、期待される効果の程度が那邊にあるのか標本調査をする。</p> <p>集約の調査結果により、これまでの方策を継続するのか、見直しを実施することにより将来の交通安全に寄与する新しい方針を確立するための判断材料とする。</p>	B	<p>道路交通事故のすう勢等を十分に分析して、将来の交通安全に寄与する新しい方針を確立するなど、ご提案の趣旨を生かして、取り組み内容の充実に努めてまいります。</p>
2	<p>施策の実施にあたり、組み入れを要望事項として70歳台後半の人びとに限定した効果のある講習会を実施する。</p>	B	<p>高齢者自身が、加齢に伴う身体機能の低下を自覚し、自身の問題を発見することが、交通事故防止に効果的であることから、地域の高齢者が自発的に開催する「いきいき運転講座」等の促進を図ることとしていますので、ご提案の趣旨を生かして、取り組み内容の充実に努めてまいります。</p>
3	<p>幼児は保護者・学校・運転免許保持者については、交通事故に対処の理解度が高く社会教育の必要性は低い。</p>	D	<p>幼児、学生や保護者、運転免許保持者など、幅広い年齢層に対して、学校における交通安全教育や運転者教育など、さまざまな機会をとらえて、交通安全に関する思想及び知識の普及に努めてまいります。</p>

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方（案）
4	教育委員会の生涯学習課と協働作業を強力にすすめる。	B	生涯学習課のみならず、都市建設部や警察等、さまざまな関係機関との協働を進めてまいります。
5	信号機を北向き（南向き）を全部いっせいに青にする（スムーズに進行できる）	D	ご意見として承ります。
6	スクランブル信号にする（茂原駅前）	D	ご意見として承ります。
7	60歳以上のドライバーは老人ステッカー（キップ制）を貼る（自分をとしよりだと思っていない）	D	ご意見として承ります。
8	交通安全（この世に安全はない）安全の使用禁止	D	ご意見として承ります。
9	ドライブレコーダーの設置（法令化）	D	ご意見として承ります。
10	（P1 上から 9 行目） 平成 28 年度から始まる計画を平成 28 年度に策定しては遅いのではないかと。27 年度中に策定すべき。	D	本計画は国及び千葉県計画に基づき策定する法定計画であることから、国及び千葉県計画が定まってから策定に着手するものであり、ご理解をいただきたいと思っております。
11	（P1 下から 6 行目） 目指すのはいいとして、また、当然とは思いますが、45 年経っても理念のようになった例がなく事故は無くない。逆に当初の目的は車社会とか、交通戦争とかいう時代の対策なのではないか。抜本的に変えて見るとか、廃止するとかした方がいいのでは。	C	本計画は国及び千葉県計画に基づき策定する法定計画であり、第 1 次計画の策定以来、道路交通事故の発生件数並びに道路交通事故による死者数及び死傷者数が大きく減少していることに鑑みても、これまでの交通安全計画に基づいて実施されてきた施策には一定の効果があったものと評価されることから、原案どおりとします。

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方（案）
			<p>なお、従来から実施し、これまで効果を発揮してきた様々な交通安全対策に加えて、社会状況や交通情勢の変化等に的確に対応し、有効性が見込まれる新たな施策を推進してまいります。</p>
12	<p>（P1 下から 4 行目）</p> <p>法定計画であっても途中で計画変更することもある旨をいれておいた方がよいのでは。今話題の位置情報を活用した携帯端末ゲームへの対策、自動運転への対策などが想定される中であるから。</p>	C	<p>本計画は国及び千葉県の計画に基づき策定する法定計画であり、国及び千葉県の計画期間も 5 年間であることから、原案どおりとします。</p>
13	<p>（P2 上から 6 行目）</p> <p>交通事故の件数については千葉県警がその報告を少なく計上していたと報じられていたが、ここに提出した件数は少なくした件数なのか、その後に訂正した件数なのか。前後の件数の県下の一覧表を明示されたい。</p> <p>しかしなぜそのようなことが県警で起きたのか、思ったより件数が減らなかった、というより増えたからか。</p>	C	<p>報道にあった交通死亡事故件数については、千葉県警察本部で統計を取ったものであり、本計画に掲出したものは、茂原市内の現状であることから、原案どおりとします。</p> <p>なお、本計画の市内における交通事故等の件数については、千葉県警察が公表した修正後の数値を記載しています。</p> <p>また、平成 16 年から平成 25 年まで（10 年間）の交通事故発生件数、死者数及び負傷者数の修正については、以下の URL をご参照ください。</p> <p><a href="https://www.police.pref.chiba.jp/trouble/accide">https://www.police.pref.chiba.jp/trouble/accide</a></p>

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方（案）
			<a href="#">nt_state/revision.php</a>
14	<p>（P3 上から4行目）</p> <p>事故の件数を減らすのに例えば、ゴールド免許を増やす方法を考える。即ち法令順守、マナー順守が格段に増えればおそらく事故は減るのではないか。それにはどうしたらよいか検討したらどうか。</p> <p>ゴールド免許でもひやりとしたことはあるはず。事故の状況、具体的な状況や場所などを情報提供すれば事故が減るのでは。</p>	B	ご指摘のとおり、交通事故をなくすためには、市民一人ひとりが交通ルールを順守し、正しい交通マナーを実践するとともに、交通事故防止は自身の問題として考え、行動することが何よりも重要であることから、ご提案の趣旨を生かして、取り組み内容の充実に努めてまいります。
15	<p>（P3 下から13行目）</p> <p>従来から実施している対策とは何か。それは9次計画の途中からは充実、強化は出来なかったのか</p>	B	従来から、高齢者が交通事故に遭わないための取り組み、交通事故を起こさせないための取り組みに努めてまいりましたので、ご提案の趣旨を生かして、取り組み内容の充実に努めてまいります。
16	<p>（P3 下から8行目）</p> <p>具体的にはどのような取り組みなのか？</p>	D	高齢運転者の増加に対応した効果的な取り組みについては、P11の「(3) 地域でつくる高齢者安全対策の推進」において具体的に述べています。
17	<p>（P3 下から3行目）</p> <p>T V等で歩行者の多くいる歩道を走る自転車が危険な様子は知っているが、茂原市でそのような場所があるのだろうか。歩行者と自転車の衝突事故を把握している件数はどのくらいあるのだろうか。</p>	B	平成26年千葉県警交通白書によると、歩行者と自転車の衝突事故について、過去5年間の市内での発生件数は7件で、自転車が係る事故全体の1.02%程度となっております。

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方（案）
			しかし、通勤・通学時間帯及び帰宅時間帯の JR 茂原駅周辺では、多くの歩行者が歩道を歩く姿が見受けられますので、ご提案の趣旨を生かして、取り組み内容の充実に努めてまいります。
18	（P3 下から 1 行目） 対策の必要なことはわかっているはずで、どういう対策をするかを明記すべきである。	C	自転車に係る交通事故防止対策については、P6 の「【第 2 の視点】歩行者・自転車の安全確保」において具体的に述べていることから、原案どおりとします。
19	（P4 下から 9 行目） 「加入を促進する必要があります」ではなく「加入を促進します」でいいのでは。誰が促進するのかはわからないが。	A	ご提案のとおり、「加入を促進します」と修正します。
20	（P4 下から 8 行目） この表題はどこでも共通というより、これが取り締まる側のすべてであって本計画の筆頭に出すべき文言である。	C	「(3) 道路交通法令の的確な運用」は、「重点項目 2：自転車の安全利用対策の強化」における表題であり、原案どおりとします。
21	（P4 下から 5 行目） 14 の危険行為を明示した方がよいのでは。 また、自転車だけに特化した取り締まりができるだろうか。歩道を走る自転車をどう追いかけるのだろうか。まさかバイクで追う？	A	ご提案のとおり、14 の危険行為を明示します。

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方（案）
22	（P4 下から1行目） 「必要があります」と市民に訴えるより、その覚悟を示した方がよい。	A	ご提案のとおり、「自転車の安全利用を更に徹底します」と修正します。
23	（P5 下から18行目） バリアフリー化される道路とはどんなものか。 また、そのような道路環境の形成が重要とあるが第1の視点の中に入れないが入れべきではないか	B	【第1の視点】に基づき実施する主な事業の中に、「通学路等の整備」をうたっており、歩道整備の際には、バリアフリー化を行っていることから、ご提案の趣旨を生かして、取り組み内容の充実に努めてまいります。
24	（P5 下から16行目） 医療機関や福祉施設でキャンペーンをするようであるが、そのような高齢者は車で送ってもらうので、その対象ではないのでは。 当自治会には自転車で車道の真ん中を悠々と走り、後続車が渋滞している高齢者や、車道を安全も確認せず横断する高齢者がいるがおそらく注意しても忘れてしまう。	C	医療機関や福祉施設を利用する高齢者の全てが車で送迎されているものではないことから、原案どおりとします。
25	（P5 下から4行目） 歩行者の反射材は、あまり普及していないのでは。それよりもライトを持つよう指導した方がよいのでは。（夜歩く歩行者の中には持っている人もいる）	B	【第1の視点】に基づき実施する主な事業として、「視認性の高い服装の着用及び反射材の普及・促進」をうたっているものであり、ご提案の趣旨を生かして、取り組み内容の充実に努めてまいります。

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方（案）
26	（P8 上から13行目） 施策がここで発せられているが、これ以前の5つの視点による対策はどうなっているのか	D	【第1の視点】～【第5の視点】では、施策の方向性を示し、第2節の道路交通安全の施策において、8つの柱に基づく交通安全対策の実施についてうたったものです。
27	（P8 下から6行目） 交通事故発生状況の情報は交通安全を心がける市民にとっては重要な情報である。ぜひ提供してもらいたい。どこを閲覧すればいいのか。また、いつからか。	B	市のホームページや千葉県警のホームページにおいて情報を提供しており、ご提案の趣旨を生かして、取り組み内容の充実に努めてまいります。
28	（P8 下から1行目） 当会議は公開されているのか。いなければ公開すべきである。傍聴だけでなく市民の意見も聞くべきだ。	C	交通安全対策会議については、原則として公開で開催していますので、傍聴することが可能です。 市民の意見を聞く方法としては、パブリックコメント手続等を通じて、積極的に取り組んでまいります。
29	（P9 下から4行目） この協議会の所管はどこか。その活動はどのようなものか。メンバーや頻度など。	D	茂原地域交通安全活動推進委員協議会は、茂原警察署が所管しており、道路交通法第百八条の二十九の規定に基づき、委嘱を受けた委員で構成されています。
30	（P14 下から11行目） 携帯電話中の自動車運転手を見かけた場合にすぐに警察に通報できるシステムがあれば、そのようなことがなくなるのではないか。	D	ご意見として承ります。

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方（案）
31	（P16 下から12行目） 市民バスには茂原市は「モバス」と名称をつけている。それを出すべきである。	A	ご提案のとおり、市民バス「モバス」・デマンド交通「ふれあい」と修正します。
32	（P16 下から6行目） 茂原市公共施設総合管理計画により基本的には道路を含め公共施設は削減する方向でいる。人と車と自転車の分離のための整備などは無理ではないか。	D	本年10月策定予定の「茂原市公共施設等総合管理計画」では、今後の基本方針として、道路を含むインフラ施設については、「削減することは難しいため、適正な維持管理を行います」と記載しています。
33	（P17 上から16行目） まだ行っていない対策は何か。	D	平成24年度に実施した通学路緊急合同点検において点検された箇所のうち、部分的に実施された箇所も含めて、7校・17箇所が継続中となっています。
34	（P19 下から20行目） 茂原駅前の放置自転車は駐輪禁止区域に見当たらないがそれでも放置される自転車があとを絶たないのであれば、そのように説明すべきで、③に記載されている内容はこれから放置自転車対策を始める時のものではないか。今は第2段階での放置自転車対策を打ち出すべきではないか	C	駅前放置自転車クリーンキャンペーンについては、継続的に今後も実施していくものであり、原案どおりとします。

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方（案）
35	<p>（P19 下から 8 行目）</p> <p>災害時には交通規制を要請するとあるが、もし要請を待つようなことがあったとすると時間のロスであり、災害対応はそれぞれが迅速にその権限に基づき対応しないとただでさえ遅れる。自動的に動くことができるために茂原市も地域防災計画を作成しているのではないか。</p>	B	<p>地域防災計画は重要道路の確保に関する交通規制を定めており、道路の損壊等による交通規制は、道路法に基づき道路管理者（県・市）の判断により行われます。</p>
36	<p>（P20 上から 10 行目）</p> <p>高齢運転者等専用駐車区間が茂原市にあるのか、知らなかった。</p>	D	<p>高齢運転者等専用駐車区間制度については、県内で千葉市中央区及び稲毛区、木更津市、八千代市の 4 か所 8 区画がありますので、周知に努めてまいります。</p>
37	<p>（P20 下から 14 行目）</p> <p>不法占用物件等が茂原市にあるのか？どのくらいあるのか？いつからあるのか？</p>	D	<p>不法占用物件等が発生した場合に、その排除等に努めてまいります。</p>
38	<p>（P21 下から 16 行目）</p> <p>交通事故を起こしているわけではないがナンバープレートを外したバイクが市内高師地区を時々走行しているが、これは取り締まりの対象にはならないのか</p>	D	<p>取り締まりの対象になると思われませんが、その判断は茂原警察署の管轄となります。</p>

No.	意見の趣旨	区分	意見に対する市の考え方（案）
39	（P21 下から4行目） 飲酒運転に関しては、取り締まり体制の確保を要請するとあるが、他の対策では体制の確保までは言及していない。重点項目でもないのになぜなのか。	D	飲酒運転は悪質かつ重大な事故を招きかねないものであることから、取締り体制の確保を要請するものです。
40	（P22 下から16行目） 第3者による応急手当は一方的に被害を受けた被害者にはやってあげた方がよいだろうが、損傷がひどい場合或はどこに損傷があるかもわからないのに素人には道具の持ち合わせもないだろうし、無理だと思う。 交通事故でなく、心筋梗塞等で路上で倒れた人には胸骨圧迫などの応急手当はできるだろうが。	D	現場に居合わせた第三者が応急手当等の知識や実技を習得することで、救命率が向上すると考えられることから、普及に努めてまいります。
41	（P22 下から6行目） 第二次救急医療体制の整備を図るとは未整備状態なのか或は整備が不十分ということか	D	これまでも空白日の解消など、第二次救急医療体制の整備が進められてきましたが、長生郡市広域市町村圏組合が策定した広域市町村圏計画に基づき、引き続き、整備の推進が図られることとなります。
42	（P23 上から12行目） 事故の状況や原因の公表をすべきで、それが一般市民に教訓となるはずである。	D	事故の状況や原因については、プライバシー等に配慮しながら、千葉県警ホームページにおいて公表されています。